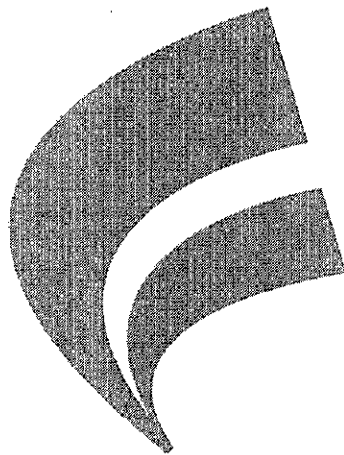


令和3年度 教育委員会

(第9回定例会)

開催日 令和3年12月2日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和3年度 12 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和3年 12 月 2 日(木)午後 2 時 00 分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(12 月議事録：飯田委員、久保田職務代理)

4 教育長の報告

5 各課からの報告

6 議事

報告第 11 号

令和3年笛吹市議会第 4 回定例会提出議案等について

報告第 12 号

笛吹市博物館運営協議会委員の任命について

報告第 13 号

笛吹市帰省する笛吹市成人式参加対象者のための新型コロナウイルス感染症
検査費用補助金交付要綱について

議案第 13 号

笛吹市会計事務取扱規程の一部を改正する規程について

議案第 14 号

笛吹市立学校処務規程の一部を改正する規程について

7 その他

8 閉会

次回定例教育委員会 令和 4 年 1 月 12 日(水)
午後 2 時～ 市民窓口館 302・303 会議室

報告第11号（12月）

令和3年笛吹市議会第4回定例会提出議案等について

教育委員会

令和3年笛吹市議会第4回定例会会期日程

○会 期：令和3年12月3日（金）～12月21日（火）

19日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
11月26日	金	議会運営委員会	午前10時	・会期日程等協議
		全員協議会	午後3時	
12月3日	金	本 会 議	午後1時30分	・市長行政報告 ・提出議案説明
4日	土	休 会		
5日	日	休 会		
6日	月	休 会		
7日	火	休 会		
8日	水	休 会		
9日	木	休 会		
10日	金	休 会		
11日	土	休 会		
12日	日	休 会		
13日	月	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 ・付託
14日	火	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 (予備日)
15日	水	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査
16日	木	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査
17日	金	休 会		常任委員会(予備日)
18日	土	休 会		
19日	日	休 会		
20日	月	休 会		
21日	火	議会運営委員会	午前10時	・委員会審査報告 ・討論 ・採決
		全員協議会	午前11時	
		本 会 議	午後1時30分	

令和3年笛吹市議会第4回定例会 議案一覧表（令和3年12月3日提出）

件数	議案番号	題 名	主管課
1	議案第124号	笛吹市個人情報保護条例の一部改正について	総務課
2	議案第125号	笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務課
3	議案第126号	笛吹市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について	総務課他
4	議案第127号	笛吹市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について	情報システム課
5	議案第128号	笛吹市国民健康保険条例の一部改正について	国民健康保険課
6	議案第129号	笛吹市環境基本条例の一部改正について	環境推進課
7	議案第130号	笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	子育て支援課
8	議案第131号	笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	子育て支援課
9	議案第132号	笛吹市営住宅条例等の一部改正について	建設総務課
10	議案第133号	笛吹市景観条例の一部改正について	まちづくり整備課
11	議案第134号	笛吹市立図書館条例の一部改正について	図書館
12	議案第135号	令和3年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)について	財政課
13	議案第136号	令和3年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第4号)について	財政課
14	議案第137号	令和3年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	財政課
15	議案第138号	令和3年度笛吹市水道事業会計補正予算(第4号)について	業務課
16	議案第139号	令和3年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について	業務課
17	議案第140号	公の施設に係る指定管理者の指定について(石和第五保育所)	子育て支援課
18	議案第141号	公の施設に係る指定管理者の指定について(一宮児童館(学童保育室))	子育て支援課
19	議案第142号	公の施設に係る指定管理者の指定について(八代地域振興交流センター(八代農産物直売所))	農林振興課
20	議案第143号	公の施設に係る指定管理者の指定について(春日居スポーツ広場)	生涯学習課
21	議案第144号	東山梨行政事務組合からの脱退について	企画課
22	議案第145号	東山梨行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について	企画課
23	議案第146号	東八代広域行政事務組合同規約の変更について	市民活動支援課

議案第 134 号

笛吹市立図書館条例の一部改正について

笛吹市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市立図書館条例の一部を改正する条例

笛吹市立図書館条例(平成 16 年笛吹市条例第 99 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「図書館(室)」を「図書館」に改め、同項の表笛吹市境川図書館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

提案理由

境川図書館の貸出返却予約業務を境川支所に移管し、境川図書館を廃止することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市立図書館条例(平成16年笛吹市条例第99号)新旧対照表

改正案

(名称及び位置)

第2条 図書館 の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
笛吹市石和図書館	笛吹市石和町広瀬626番地1
笛吹市一宮図書館	笛吹市一宮町末木921番地1
笛吹市八代図書館	笛吹市八代町南527番地
笛吹市春日居ふるさと図書館	笛吹市春日居町寺本155番地1
笛吹市御坂図書館	笛吹市御坂町夏目原744番地

2・3 (略)

現行

(名称及び位置)

第2条 図書館(室)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
笛吹市石和図書館	笛吹市石和町広瀬626番地1
笛吹市一宮図書館	笛吹市一宮町末木921番地1
笛吹市八代図書館	笛吹市八代町南527番地
笛吹市境川図書館	笛吹市境川町三柵3番地
笛吹市春日居ふるさと図書館	笛吹市春日居町寺本155番地1
笛吹市御坂図書館	笛吹市御坂町夏目原744番地

2・3 (略)

議案第 143 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定
手続等に関する条例第 6 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり
指定管理者を指定するものとする。

1 公の施設の名称

笛吹市春日居スポーツ広場

2 指定管理者となる団体の名称等

所在地 山梨県笛吹市春日居町鎮目 439 番地 3

名 称 春日居スポーツ振興会

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、
あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものである。

報告第12号（12月）

笛吹市博物館運営協議会委員の任命について

文化財課

令和3年度笛吹市博物館運営協議会委員

任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日

No.	役職	氏名	専門分野	備考	住所
1		雨宮 寿男		笛吹市社会教育委員の会議議長	笛吹市
2		加賀美 公人		笛吹市校長会会長 八代小学校校長	笛吹市
3		長澤 宏昌	博物館学 考古学	笛吹市文化財保護審議会会長	笛吹市
4		西海 俊夫		八代町文化協会会長	笛吹市
5		廣瀬 勲		春日居町寺本区区长	笛吹市
6		廣野 政明		八代町南区区长	笛吹市
7		吉岡 尚男		春日居町文化協会会長	笛吹市
8		依田 弘治		ボランティアガイド笛吹代表	笛吹市

事務局

職名	氏名
教育委員会文化財課長	望月 和幸
教育委員会文化財課リーダー	瀬田 正明
教育委員会文化財課文化財担当	内田 裕一

報告第13号（12月）

笛吹市帰省する笛吹市成人式参加
対象者のための新型コロナウイルス
感染症検査費用補助金交付要綱に
ついて

生涯学習課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(令和 年 笛吹市告示 号) 笛吹市帰省する笛吹市成人式参加対象者のための新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から本市の成人式に参加する新成人が、安心して帰省するために受けた新型コロナウイルス感染症検査に要した費用の一部について補助金を交付する。</p>
<p>概要</p>	<p>対象検査 PCR 検査及び抗原定量検査 補助金額 1 万円又は実費のうちいずれか少ない額 補助回数 1 人につき 1 回限り</p>
<p>経過</p>	<p>成人式に合わせて県外から多くの新成人が帰省することが予想される。 新型コロナウイルスのワクチン接種が進んでいるものの、未接種の者もいるため、今後感染状況が悪化した場合の対策として、緊急事態措置を実施すべき区域から本市成人式に参加する新成人に対し、新型コロナウイルス感染症検査費用の一部を補助することで、安心安全な成人式の開催に努める。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号) 笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>現行予算対応(入札差金等流用) 予備費流用</p>
<p>その他</p>	<p></p>

笛吹市告示第 202 号

笛吹市帰省する成人式参加者のための新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 11 月 18 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市帰省する成人式参加者のための新型コロナウイルス感染症
検査費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から本市の成人式に参加する新成人が、安心して帰省するために受けた新型コロナウイルス感染症検査に要した費用の一部について補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症検査 PCR 検査及び抗原定量検査(検査に要する費用の全額を自ら負担したものに限る。)をいう。
- (2) 成人式参加者 本市出身で開催年度内に20歳を迎え、本市の成人式に参加する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、成人式の前日から起算して14日前の日から成人式当日までの間に市内に居住する親族の居所へ県外から帰省する成人式参加者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域緊急事態措置を実施すべき区域に居住する者
- (2) 帰省日の7日前の日から帰省日までの間に県外で新型コロナウイルス感染症検査を受けた者
- (3) 帰省日までに、前号の新型コロナウイルス感染症検査の結果が判明した者

2 前項に該当する成人式参加者で、新型コロナウイルス感染症検査の結果が陽性となり、帰省をすることができないものも補助対象者とする。

(補助対象費用及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる費用は、新型コロナウイルス感染症検査に要する費用とする。

2 補助金の額は、1万円又は前項に定める費用の額のうちいずれか少ない額とし、補助対象者1人につき1回に限り交付するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、帰省する成人式参加者のための新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。次条において「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、成人式開催日から1週間以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症検査の領収書の原本
- (2) 新型コロナウイルス感染症検査の結果の写し
- (3) 申請者の身分証明書の写し及び県外に居住していることを証明できるもの
- (4) 本市成人式案内状の写し
- (5) 交通機関の領収書等帰省したことを証するもの(陰性の場合に限る。)
- (6) 振込口座が確認できる通帳等
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、帰省する成人式参加者のための新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者(以下「交付決定者」という。)に対して、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(報告及び調査)

第8条 市長は、補助金の交付に係る予算の執行の適正を期すために必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は当該職員に調査を行わせることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続きについては、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

帰省する成人式参加者のための新型コロナウイルス
感染症検査費用補助金交付申請書兼請求書

次のとおり笛吹市帰省する成人式参加者のための新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱第5条の規定により、申請及び請求します。

1 申請者(新型コロナウイルス感染症検査受検者)

氏名		生年月日	
現住所		電話番号	
帰省先住所		帰省先電話番号	

2 検査結果

検査区分	検査結果	検査年月日	帰省年月日
PCR検査・抗原定量検査	陰性・陽性		

検査結果が陽性の場合、帰省年月日欄に帰省する予定だった日を記載してください。

3 申請額等

検査費用	円	申請額(請求額)	円
------	---	----------	---

申請額(請求額)の上限は、10,000円となります。

4 振込先口座

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

5 添付書類

- 検査の領収書の原本
- 検査の結果の写し
- 身分証明書の写し及び県外に居住していることを証明できるもの
- 笛吹市成人式案内状の写し
- 帰省したことを証明するもの(陰性の場合に限る。)
- 振込口座が確認できる通帳等の写し

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



帰省する成人式参加者のための新型コロナウイルス
感染症検査費用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった帰省する成人式参加者のための新型コロナウイルス感染症検査費用補助金について、笛吹市帰省する成人式参加者のための新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 備考

笛吹市帰省する成人式参加者のための新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の返還を求める場合があります。

議案第13号

笛吹市会計事務取扱規程の一部を改正
する規程について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課
会計課

題名	(平成 16 年笛吹市訓令第 27 号) 笛吹市会計事務取扱規程の一部を改正する規程
趣旨 目的	学校給食費の公会計化に伴い、学校教育課及び市立小中学校において給食費の収納業務が行えるよう所要の改正を行う。
概要	学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費は口座振替又は納付書により徴収することになっている。 しかし、保護者が学校に現金を持参する場合は想定されるため、学校においても収納が可能となるよう、分任出納員に「学校給食担当」及び「校長」を、委任事項に「給食費の収納」を加える。
経過	令和 4 年 4 月から学校給食費の会計方式を私費会計から公会計に移行する。 令和 3 年 7 月に、学校給食費の公会計化を行うため、笛吹市学校給食費徴収規則を制定した。
関係 法令	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 笛吹市財務規則(平成 28 年笛吹市規則 8 号) 学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号) 笛吹市学校給食費徴収規則(令和 3 年笛吹市規則第 17 号)
予算 措置	なし
その 他	

笛吹市訓令第 号

笛吹市会計事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市会計事務取扱規程の一部を改正する規程

笛吹市会計事務取扱規程(平成16年笛吹市訓令第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、市長の事務部局の職員以外の者は、当該職員に併任されたものとみなす。

「
別表中

学校教育課 課長	1 課所管事務に係る手数料の収納
-------------	------------------

 を

「

学校教育課 課長、学校給食担当 校長	1 課所管事務に係る手数料の収納 2 学校給食費の収納
--------------------------	--------------------------------

 に改める。
」

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

笛吹市会計事務取扱規程(平成16年笛吹市訓令第27号)新旧対照表

改正案	現行																
<p>(金銭出納員) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の出納員又は分任出納員に充てる職にある者及び現金取扱員として出納事務に従事することになる職にあるものは、別に辞令を用いることなく、その職にある間、出納員等を命ぜられたものとみなす。二 の場合において、市長の事務部局の職員以外の者は、当該職員に併任されたものとみなす。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="790 224 1185 1108"> <thead> <tr> <th>分任出納員</th> <th>委任事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課～教育総務課 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校教育課 課長</td> <td>1 課所管事務に係る手数料の収納</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課～消防本部担当職員 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分任出納員	委任事項	総務課～教育総務課 (略)	(略)	学校教育課 課長	1 課所管事務に係る手数料の収納	生涯学習課～消防本部担当職員 (略)	(略)	<p>(金銭出納員) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の出納員又は分任出納員に充てる職にある者及び現金取扱員として出納事務に従事することになる職にあるものは、別に辞令を用いることなく、その職にある間、出納員等を命ぜられたものとみなす。 —</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="790 1108 1185 2016"> <thead> <tr> <th>分任出納員</th> <th>委任事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課～教育総務課 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校教育課 課長</td> <td>1 課所管事務に係る手数料の収納 2 学校給食費の収納</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課～消防本部担当職員 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分任出納員	委任事項	総務課～教育総務課 (略)	(略)	学校教育課 課長	1 課所管事務に係る手数料の収納 2 学校給食費の収納	生涯学習課～消防本部担当職員 (略)	(略)
分任出納員	委任事項																
総務課～教育総務課 (略)	(略)																
学校教育課 課長	1 課所管事務に係る手数料の収納																
生涯学習課～消防本部担当職員 (略)	(略)																
分任出納員	委任事項																
総務課～教育総務課 (略)	(略)																
学校教育課 課長	1 課所管事務に係る手数料の収納 2 学校給食費の収納																
生涯学習課～消防本部担当職員 (略)	(略)																

議案第14号

笛吹市立学校処務規程の一部を改正する規程について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(平成 16 年 笛吹市教育委員会訓令第 4 号) 笛吹市立学校処務規程の一部を改正する規程
趣旨 目的	校務支援システム導入に伴い、一部の様式が不要となるため、所要の改正を行う。
概要	校務支援システムを導入したことに伴い、本規程で定めていた様式の一部が県の統一様式となったため、当該様式を削る。 また、校務支援システムで統一されていない様式については、引き続き本規程で定める。
経過	県下、大半の学校で校務支援システムを導入したことに伴い、職員の休暇等の届出及び承認を電子決済で行うこととなった。
関係 法令	笛吹市立小、中学校管理規則(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 9 号) 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号) 笛吹市教育委員会の職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 8 号) 笛吹市立小、中学校管理規則(平成 16 年教育委員会規則第 9 号)
予算 措置	なし
その他	校務システムについては、笛吹市立小、中学校管理規則において規定 済 以下抜粋 (表簿の電子化) 第 26 条 前条に規定する表簿は、山梨県統合型校務支援システムを利用して作成した電子データを表簿とし、原本とすることができる。

笛吹市立学校処務規程(平成16年笛吹市教育委員会訓令第4号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第12条 校長は、職員の出勤状況を常に把握するため、出勤簿_____を備えなければならない。</p> <p>第16条 職員は、有給休暇を得ようとするときは、有給休暇願簿_____により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。ただし、職員は、あらかじめ有給休暇の願い出をすることができなかった場合で校長がその理由をやむを得ないものと認めるときには、事後においても有給休暇を願い出ることができる。</p> <p>2 職員は、年次有給休暇を請求しようとするときは、あらかじめ年次有給休暇請求簿_____により行わなければならない。ただし、職員は、あらかじめその請求をすることができなかった場合で校長がその理由をやむを得ないものと認めるときには、事後においても請求することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員は、無給休暇を得ようとするときは、無給休暇承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>第16条の2 職員は、介護休暇を得ようとするときは、介護休暇願簿(様式第2号)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条 結核性疾患により療養又は休職中の職員は、3月ごとに病状報告書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第12条 校長は、職員の出勤状況を常に把握するため、出勤簿(様式第1号)を備えなければならない。</p> <p>第16条 職員は、有給休暇を得ようとするときは、有給休暇願簿(様式第2号)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。ただし、職員は、あらかじめ有給休暇の願い出をすることができなかった場合で校長がその理由をやむを得ないものと認めるときには、事後においても有給休暇を願い出ることができる。</p> <p>2 職員は、年次有給休暇を請求しようとするときは、あらかじめ年次有給休暇請求簿(様式第3号)により行わなければならない。ただし、職員は、あらかじめその請求をすることができなかった場合で校長がその理由をやむを得ないものと認めるときには、事後においても請求することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 職員は、無給休暇を得ようとするときは、無給休暇承認申請書(様式第4号)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>第16条の2 職員は、介護休暇を得ようとするときは、介護休暇願簿(様式第3号の2)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条 結核性疾患により療養又は休職中の職員は、3月ごとに病状報告書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。</p>